

支 払 基 金  
平成 2 7 年 3 月 1 3 日

特定器材マスターの改定について

平成 2 7 年 3 月 1 3 日付け厚生労働省告示第 5 7 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 7 年 4 月 1 日であることから、平成 2 7 年 3 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

1 特定器材コードの新設

平成 2 7 年 4 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額 種別	金額
710010856	気管支手術用カテーテル	1	323,000

2 材料価格の変更

平成 2 7 年 4 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1,279	1,190
710010177	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1,346	1,239
710010178	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金パー状パ ラタルパー用	1,090	983
710010179	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金パー状リ ンガルパー用	1,197	1,090
710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金 1 5 % 以上 J I S 適合品）	2,214	2,104